

B地区藤沢自治会自主防災隊員選出要領

(目 的)

第1条 本要領はB地区藤沢自治会自主防災隊規定の「自主防災隊員の選出」(第6条)に基づき、自主防災隊員の選出要領について定める。

(選出・調整会議)

第2条 自主防災隊員の選出を円滑に進める為に、自主防災隊員の選出・調整会議を設ける。
本会議は隊長(自治会長)の要請に基づき、副隊長(防犯防災部長)が開催する。

(選出・調整会議の構成)

第3条 自主防災隊員の選出・調整会議は以下のメンバーで構成する。
隊長、副隊長、顧問、事務局とする。
責任者は隊長とする。

(選出・調整会議の業務)

第4条 自主防災隊員の選出・調整会議の業務は次のとおりとする。

- (1) 自主防災隊員の選出・調整会議を開催する。
- (2) 自治会役員(以下「役員」という。)選出結果、防災隊員の意向、居住者からの公募、推薦等をもとに選出・調整を行う。
- (3) 自主防災隊組織の構成等は「自主防災隊規定」に基づくものとする。
- (4) 自主防災隊組織編成表を作成する。
- (5) 自主防災隊員の選出、調整結果を自主防災隊運営委員会及び自治会役員会へ報告する。
- (6) 災害時の自主防災隊員選出及び調整を行う。

(自主防災隊員の構成)

第5条 自主防災隊員の構成は次のとおりとする。

- | | |
|---------|--------|
| (1) 隊 長 | (1 名) |
| (2) 副隊長 | (複数名) |
| (3) 顧 問 | (複数名) |
| (4) 事務局 | (複数名) |

- (5) 各班の構成
 - 1) 情報班 (正副班長及びスタッフ複数名)
 - 2) 消火班 (正副班長及びスタッフ複数名)
 - 3) 救出・救護班 (正副班長及びスタッフ複数名)
 - 4) 工作班 (正副班長及びスタッフ複数名)
 - 5) 避難・誘導班 (正副班長及びスタッフ複数名)
 - 6) 給食・給水班 (正副班長及びスタッフ複数名)
 - 7) 避難行動要支援者対応班 (正副班長及びスタッフ複数名)

副班長の人数は、班の組織運営・活動に応じて決めることとする。

自主防災隊員の総数は、自主防災隊の組織運営、活動に応じて決めることとする。

(自主防災隊員の構成メンバー)

第6条 自主防災隊員を構成するメンバーは次のとおりとする。

- (1) 当該年度の自治会役員
当該年度の自治会役員は、「自主防災隊員」として任務にあたるものとする。
- (2) 前年度の自治会役員
自治会役員の任期終了後1年間は、「自主防災隊員」として任務にあたるものとする。
- (3) 公募・推薦等で選出された人
自主防災隊員の公募、推薦について
 - 1) 対象者 B地区藤沢自治会の自主防災活動に協力できる人とする。
 - 2) 時 期 毎年、年間を通して随時募集する。
 - 3) 定 員 枠は設けない。

(自主防災隊員の選出)

第7条 自主防災隊員の選出は次のとおりとする。

- (1) 隊 長 当該年度自治会役員の会長とする。
- (2) 副隊長 当該年度自治会役員の防犯防災部長とし、筆頭副隊長とする。
その他の副隊長は公募者及び隊長、筆頭副隊長、顧問の推薦によるものとする。
- (3) 顧 問 防災活動に功績があった歴代の自治会長、防犯防災部長及びその他知識、経験が豊富な人とする。

- (4) 事務局 当該年度自治会役員の総務部長、会計担当とする。
- (5) 班長、副班長 当該年度の自治会役員、前年度の自治会役員、公募者等から選出する。
- (6) スタッフ 当該年度の自治会役員、前年度の自治会役員、公募者等から選出する。

(自主防災隊員の任期)

第8条 自主防災隊員の任期は次のとおりとする。

- (1) 当該年度の自治会役員
役員担当の期間の1年とする。
- (2) 前年度の自治会役員
役員の任期終了後から1年間とする。
その後は公募・推薦により継続可能とする。
- (3) 公募・推薦等で選出された人
任期としては1年間とし、その後も継続可能とする。
- (4) 1年間とは、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。

(自主防災隊員の承認)

第9条 隊員の決定は「自主防災隊規定」に基づき、自治会役員会で承認後、総会で報告する。

(自主防災隊員の変更手続き)

第10条 自主防災隊員の変更等の手続きについて

自主防災隊員から申し出があり、期の途中で諸事情により自主防災隊を退任する場合、また自主防災隊に参加する場合は、自主防災隊運営会議で確認後、自治会役員会で承認とする。

(災害時の場合)

第11条 災害発生時は、自主防災隊組織を維持するために自主防災隊員の追加公募を実施する。

- (1) 「災害時応援スタッフ」の選出
 - 1) 災害時における自主防災組織の組織維持と活動を充実させるため、平常時に選出された自主防災隊員の他に「災害時応援スタッフ」を住民から公募し、自主防災隊に編入する。
自主防災隊運営委員会は「災害時応援スタッフ」の担当部署を、その時の状況に応じて決定する。
 - 2) 公募の時期

災害発生時に、自主防災隊隊長（自治会長）は災害対策防災組織の状況を確認して、「災害時応援スタッフ」の公募を実施する。

3) 定員の枠は設けない。

4) 任務の期間は、防災隊長から「災害時応援スタッフ」任務解除の決定が出るまでとする。但し、事情により本人から退任の申し出があった場合はこの限りではない。

(2) 隊員の変更について

災害時の自主防災隊員の変更等については本要領の第10条を適用する。

(3) 大地震等の災害が発生している中で自主防災隊員の改選時期となった場合、自治会の組織運営が安定して、自治会役員の改選が実施できるまでの間、原則として自主防災隊員の任期は継続することとする。

(附 則)

1. 本要領の改訂は自主防災隊運営委員会で審議、決定後自治会役員会で承認するものとする。

2. 本要領は平成30年4月1日以降、発効するものとする。

3. 本要領の改訂履歴

(1) 平成30年4月 新規に設ける。

(2) 自主防災隊規定及び自主防災隊マニュアルより、自主防災隊員の選出に関わる内容を集約する。

(解 説)

1. 自主防災隊員の選出方法及び区分、任期等について(要約)

区分	自主防災隊員			
	1	2	3 (スタッフ)	4 (災害時応援スタッフ)
	自治会役員の期間	自治会役員の任期終了後	公募・推薦等で選出された人	
選出	自治会役員は自動的に自主防災隊員とする。	自治会役員任期終了後も1年間は自主防災隊員とする。	自主的及び推薦等で、自主防災隊の参加に応じた人	
任期	1年間	1年間	期限は設けない。 (協力が可能な期間とする。)	原則として、災害対策本部からの任務解除決定時までとする。
期間	4月1日～翌年の3月31日とする。			